

一般社団法人	任意団体	備考
<p>日本デザイン学会理事会運営細則</p> <p>第1条【適用範囲】理事会運営は、<u>日本デザイン学会定款</u>の定めるところによるほか、この細則によって行なう。</p> <p>第2条【理事会任務】理事会は、<u>定款第3条</u>および<u>第4条</u>に定める本会の目的と事業を達成するため、<u>定款第29条</u>に規定された一切の事項を議決・執行する機関として設置される。</p> <p>第3条【理事会招集者】理事会の招集者は、<u>定款第30条第1項</u>の規定により、会長とする。 2. 会長に事故あるときは、<u>定款第30条第2項</u>の規定により、副会長が理事会招集者となる。</p> <p>第4条【理事会議長】理事会議長は、<u>定款第31条</u>の規定により、会長とする。 2. 会長に事故あるときは、<u>定款第21条第3項</u>の規定により、副会長が理事会議長となる。</p> <p>第5条【理事会組織】理事会は、<u>定款第28条</u>の規定によ</p>	<p>日本デザイン学会理事会運営細則</p> <p>昭和61年12月13日制定 平成17年6月18日改正</p> <p>第1条【適用範囲】理事会運営は、<u>日本デザイン学会会則</u>（以下、<u>会則</u>という）の定めるところによるほか、この細則によって行なう。</p> <p>第2条【理事会任務】理事会は、<u>会則第4条</u>および<u>第5条</u>に定める本会の目的と事業を達成するため、<u>会則第26条第1項</u>に規定された一切の事項を議決・執行する機関として設置される。</p> <p>第3条【理事会招集者】理事会の招集者は、<u>会則第16条第1項</u>の規定により、会長とする。 2. 会長に事故あるときは、<u>会則第16条第2項</u>の規定により、副会長が理事会招集者となる。</p> <p>第4条【理事会議長】理事会議長は、<u>会則第16条第1項</u>の規定により、会長とする。 2. 会長に事故あるときは、<u>会則第16条第2項</u>の規定により、副会長が理事会議長となる。</p> <p>第5条【理事会組織】理事会は、<u>会則第14条第2項</u>およ</p>	<p>一般社団法人設立後の理事会において制定</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>り、<u>すべての理事</u>によって組織する。</p> <p>2. 理事会は、理事会分掌事項執行の効率化をはかるため、その中に運営理事会を設置することができる。</p> <p>3. 運営理事会は、会長、副会長、各委員会委員長を中心とする、理事 15 名程度（事務局を担当する理事 1 名を含む）をもって組織する。</p> <p>4. 運営理事会は、緊急を必要とし、かつ、会長が決定した事項に限り、議決することができる。<u>ただし、法令又は定款で総会又は理事会の権限と定めるものは除くものとする。</u></p> <p>5. 会長は、運営理事会の決議事項を全理事に報告する。</p> <p>第6条【理事会開催】理事会は、2ヵ月に1回以上開催するほか、会長が必要と認めるとき臨時招集する。</p> <p>2. 会長は、理事会開催日の約 10 日以前に、理事会の開催日時、場所、議事などを理事会構成員に通知しなければならない。</p> <p>3. 第5条の規定により理事会の中に運営理事会を設置する場合には、運営理事会を毎月 1 回程度開催し、理事会は</p>	<p><u>び会則第 25 条の規定</u>により、会長 1 名、副会長 2 名（<u>内 1 名は理事を兼任</u>）、理事 29 名（<u>内 5 名は支部長、5 名は副支部長を兼任</u>）によって組織する。</p> <p>2. 理事会は、理事会分掌事項執行の効率化をはかるため、その中に運営理事会を設置することができる。</p> <p>3. 運営理事会は、会長、副会長、各委員会委員長を中心とする、理事 15 名程度（事務局を担当する理事 1 名を含む）をもって組織する。</p> <p>4. 運営理事会は、緊急を必要とし、かつ、会長が決定した事項に限り、議決することができる。</p> <p>5. 会長は、運営理事会の決議事項を全理事に報告する。</p> <p>第6条【理事会開催】理事会は、<u>会則第 25 条</u>により、2ヵ月に1回以上開催するほか、会長が必要と認めるとき臨時招集する。</p> <p>2. 会長は、理事会開催日の約 10 日以前に、理事会の開催日時、場所、議事などを理事会構成員に通知しなければならない。</p> <p>3. 第5条の規定により理事会の中に運営理事会を設置する場合には、運営理事会を毎月 1 回程度開催し、理事会は</p>	<p>法律上は、理事の上で、さらに代表理事（例：会長）、業務執行理事（例：副会長）となります。</p> <p>運営理事会は、総会・理事会の意思決定権限以外のものについて意思決定できます。</p> <p>法律上の標準状態は、理事会の日の 1 週間前までに通知。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>年3回以上開催するものとする。</p> <p>第7条【理事会分掌事項】理事会が分掌する事項は、本部事務局ならびに各委員会において検討・執行される一切の事柄等とする。</p> <p>2. 会長は、前項の理事会分掌事項を円滑に推進するため、本部事務局ならびに各委員会を担当する理事（以下、担当理事という）を置かなければならない。この担当理事は、理事会構成員の中から選任する。</p> <p>3. 前項の規定に基づき本部事務局ならびに各委員会に割りふられた担当理事の中に、それぞれ、次の長を置く。</p> <p>1) 本部事務局：本部事務局長1名 2) 春季大会委員会：担当理事1名 3) 秋季大会委員会：担当理事1名 4) その他の各委員会：委員長1名</p> <p>4. 副会長は、前項に規定する長を兼任できるものとする。</p> <p>5. 本条第3項に規定する長は、第5条に定める運営理事会構成員になるものとする。</p> <p>6. 各委員会には、担当理事の中から、それぞれ1名の副委員長を置く。この副委員長は、長に事故あるとき、その任務を代行する。</p> <p>7. 会長は、本部事務局担当理事および各委員会担当理事の約半数を、年度毎に交代させることができる。</p> <p>第8条【理事会議決】理事会は、<u>定款第32条</u>の規定によ</p>	<p>年3回以上開催するものとする。</p> <p>第7条【理事会分掌事項】理事会が分掌する事項は、本部事務局ならびに各委員会において検討・執行される一切の事柄等とする。</p> <p>2. 会長は、前項の理事会分掌事項を円滑に推進するため、本部事務局ならびに各委員会を担当する理事（以下、担当理事という）を置かなければならない。この担当理事は、理事会構成員の中から選任する。</p> <p>3. 前項の規定に基づき本部事務局ならびに各委員会に割りふられた担当理事の中に、それぞれ、次の長を置く。</p> <p>1) 本部事務局：本部事務局長1名 2) 春季大会委員会：担当理事1名 3) 秋季大会委員会：担当理事1名 4) その他の各委員会：委員長1名</p> <p>4. 副会長は、前項に規定する長を兼任できるものとする。</p> <p>5. 本条第3項に規定する長は、第5条に定める運営理事会構成員になるものとする。</p> <p>6. 各委員会には、担当理事の中から、それぞれ1名の副委員長を置く。この副委員長は、長に事故あるとき、その任務を代行する。</p> <p>7. 会長は、本部事務局担当理事および各委員会担当理事の約半数を、年度毎に交代させることができる。</p> <p>第8条【理事会議決】理事会は、<u>会則第26条第2項</u>の規</p>	<p>理事会の成立要件は、過半数の出席となり</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>り、理事会構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決に関しては次のように行なう。</p> <p>1) 出席理事会構成員の過半数で決する。</p> <p>2) 理事会構成員は、各1個の議決権を有する。</p> <p>2. 運営理事会は、運営理事会構成員の4分の3以上の出席をもって成立し、その議決に関しては次のように行なう。</p> <p>1) 出席運営理事会構成員の3分の2以上で決定する。</p> <p>2) 運営理事会構成員は、各1個の議決権を有する。</p> <p>3) 運営理事会構成員は、議決権の行使を運営理事会構成員に一任することができる。</p> <p>4) 前号による委任は、出席とみなす。</p> <p>第9条【議事録作成・保存】理事会は審議事項に関する記録を作成し、これを永久保存しなければならない。</p> <p>2. 理事会議事録は、本部副事務局長がこれを作成し、理事会開催毎にその冒頭で理事会の承認を得なければならない。</p> <p>3. 理事会の承認を得た理事会議事録の原本1部には、出席した会長および監事が押印のうえ、これを保存しなければならない。</p>	<p>定により、理事会構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決に関しては次のように行なう。</p> <p>1) 出席理事会構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。</p> <p>2) 理事会構成員は、各1個の議決権を有する。</p> <p>3) 理事会構成員は、議決権の行使を理事会構成員に一任することができる。</p> <p>4) 前号による委任は、出席とみなす。</p> <p>2. 運営理事会は、運営理事会構成員の4分の3以上の出席をもって成立し、その議決に関しては次のように行なう。</p> <p>1) 出席運営理事会構成員の3分の2以上で決定する。</p> <p>2) 運営理事会構成員は、各1個の議決権を有する。</p> <p>3) 運営理事会構成員は、議決権の行使を運営理事会構成員に一任することができる。</p> <p>4) 前号による委任は、出席とみなす。</p> <p>第9条【議事録作成・保存】理事会は審議事項に関する記録を作成し、これを永久保存しなければならない。</p> <p>2. 理事会議事録は、本部副事務局長がこれを作成し、理事会開催毎にその冒頭で理事会の承認を得なければならない。</p> <p>3. 理事会の承認を得た理事会議事録の原本1部には、会長および本部事務局長が押印のうえ、これを保存しなければならない。</p>	<p>ます。</p> <p>法律上、可否同数のときに議長が決することはできません。</p> <p>法律上、理事会の委任はできません。</p> <p>法律上の理事会の議事録署名人は、原則として出席したすべての役員ですが、定款上定めれば、出席した代表理事及び監事のみ</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>4. 運営理事会議事録の作成・保存にあつては、前項を準用する。<u>ただし、議事録の押印は、会長および本部事務局長とすることができる。</u></p> <p>第10条【議事録告知】理事会は、理事会承認を経た理事会議事録を会報によって会員に告知しなければならない。</p> <p>2. 会員に至急告知することが必要な議事録は、運営理事会承認の議を経て、会報によって会員に告知することができるものとする。</p> <p>3. 運営理事会議事録の告知にあつては、前項を準用する。</p> <p>付則</p> <p>第1条 本細則は、<u>定款で定める事項を除き、</u>理事会の決議により変更することができる。</p> <p>第2条 本細則は、<u>平成29年4月1日から</u>施行する。</p>	<p>4. 運営理事会議事録の作成・保存にあつては、前項を準用する。</p> <p>第10条【議事録告知】理事会は、理事会承認を経た理事会議事録を会報によって会員に告知しなければならない。</p> <p>2. 会員に至急告知することが必要な議事録は、運営理事会承認の議を経て、会報によって会員に告知することができるものとする。</p> <p>3. 運営理事会議事録の告知にあつては、前項を準用する。</p> <p>付則</p> <p>第1条 本細則は、理事会の決議により変更することができる。</p> <p>第2条 この細則は<u>昭和62年4月1日から</u>施行する。</p> <p><u>第3条 この細則の改正は、平成17年6月24日から</u>施行する。</p>	<p>とすることができます。</p> <p>当該細則の中で、定款で定めている事項については、総会決議で変更する必要があります。</p>